

令和7年度 第1回東大阪市文化財保護審議会 議事録

開催日時		令和 7 年 5 月 30 日（金）	13 時 30 分から 15 時 30 分
会場		市役所本庁舎 18 階 研修室	
出席者	（委員）	櫻井会長、有坂委員、藤澤委員、芦田委員、松浦委員 伊達副会長（オンライン参加）	
配布資料		・ 令和 6 年度文化財課事業報告、令和 7 年度文化財課事業計画 ・ 資料編	

令和7年度第1回東大阪市文化財保護審議会を開催。

委員改選につき、野田市長より挨拶。

委員8名中6名出席につき、東大阪市文化財保護条例施行規則第16条第2項の規定により本審議会は成立することを報告。

案件

東大阪市文化財保護条例施行規則第15条に基づき、会長及び副会長の互選。

事務局の提案により、会長に櫻井敏雄委員、副会長に伊達仁美委員を推挙、了承された。

以降、議事は東大阪市文化財保護条例施行規則第16条の規定により会長が進行。

報告案件

《令和6年度文化財課事業報告》

指定及び登録文化財、指定文化財保存事業、埋蔵文化財発掘調査事業、整備事業、文化財啓発事業、文化財ボランティア事業、指定管理関係、古文書調査整理事業の主な事業を説明・報告する。質疑応答。

【デジタルアーカイブ整備事業について】

《委員》

様々な遺物や物の説明がされており個別の説明はいいと思うが、価値や位置づけを入れておけばよりわかりやすくなる。

3Dが多く載っていたが3Dにするものとししないものの選別について理由があるのか。

《事務局》

3Dの技法は、画像をより高精度にするためのフォトグラメトリーという方法と、レーザーで3Dデータを正確に記録する方法の2種類がある。1年目は埋蔵文化財を正確に記録することに主眼をおいてレーザーで3D化を行った。その際、文様などもすべて3Dにし、データとしては正確なものが撮れたが、容量が大きくなってしまい、画像を開くのに1分近くかかる問題が生じた。

そこで、2年目は、高画質のものを増やし、できるだけ文様や拡大して見てもらいたいものに関して静止画にするという方法にした。考古資料は形を正確にとらえ全方向から見て欲しいものに関しては3D化を行い、できるだけ正確に拡大して見てもらいたいというものに関しては静止画で選別を行った。

《委員》

3Dデータ化したものについて保存資料として、図面化などはされているのか、する予定はあるのか。

《事務局》

埋蔵文化財に関してはすでに調査が終了し、報告書も出されており、図面化もなされているものである。掲載されている報告書も載せている。ただし、古い調査もあるため、新博物館に向けて、3Dデータをもとにより正確な図面等の作成なども行っていけばと考えている。

《委員》

教職員向けのワークショップについて、参加された先生方の受け止め方や活用方法の印象はどうか。

《事務局》

先生方には、色々な資料が充実しているのは良い、という評価を得た。

東大阪の場合は、全体として文化財の価値づけが分かるようなページの作り方をしていないので、教材化として扱っていくにはこれからであり、体系的なことがわかるような形でよいのではという指摘を受けた。

《委員》

デジタルアーカイブのページ利用データは取られているか。取られているのであれば、よく閲覧されるのはどこか、どこが弱いかなどが見えてくると改善につながると思う。

《事務局》

利用データについて、アクセス数全体は確認している。どのデータにアクセス件数が多いか抽出することは可能だがまだ行えていない。先生方の指摘を受けながら、データ分析もしていき、3Dか静止画か含めて令和7年度以降のデータ化の追加を考えていく。

《委員》

デジタルアーカイブの予算がかなりの額と感じたが金額的には妥当なのか。

《事務局》

予算について、令和5年度・令和6年度の2カ年にわたって総額2200万弱の金額であり、そのうちの半分程度を図書館振興財団からの助成金を使い実施した。最初の2年間は、3D化には専門業者が必要ということで金額をかけ補助金を受けて行った。専門職が写真撮影をし登録していくことができるため、今年度はカメラの撮影機材の購入予

算を取った。今後は定額の利用料を支払いながら直営で更新していきたいと考えている。不足している情報を強化していきながら体系的にみていただき、点数を増やすことで、教材、あるいはジャパンサーチへの流し込みでデータの連動も行っているのも、全国の研究者の方に引用・参照してもらってデータを登録していくことに注力していきたい。

《委員》

大きな金額だとそれに見合った成果は絶対求められると思うので、そのあたりを心配した。現場の先生方は教科書に書いていることを具体的にわからせるためのサブの教材をどこから取ってくるのかは大変苦労されている。このようなものがあれば利用してもらえる可能性が大きいので、使い勝手がいいように整備していくのがよい。

【新博物館整備事業について】

《委員》

概要版第3章に「事業活動計画」として5つの柱の表記になっている。通常、博物館は、収集保存、調査研究、展示公開、教育普及の4つの柱であり、これが相互に連携しながらバランスよく活動することが理想だと言われる。5つ目の「協働交流事業」が大きく立てられており、通常の4本柱ではなく5本柱の形になっているが、従来の教育普及に近い形のような気がするが、どういうものか。

《事務局》

事業活動の5本目の柱、協働交流事業は、博物館法の改正でいわゆる観光の拠点になるような博物館をめざすということがうたわれていることもあり、博物館に来てもらうために市民の方と繋がり、観光にも力を入れ、市民の方も一緒になって博物館を発信していくことをめざしている。協働交流事業を5本目の柱に入れたのは、市民の方々に博物館を使っていただきたいということ、博物館をまちづくりの場として市民の方と一緒に育てていきたいという考えで、4つの分野と並立させている。

《委員》

従来の4本柱は、博物館内部の話であり、今回は特に市民の方々と一緒になって行うアウトリーチ的観点が強く、内部から外に向けて発信していく教育普及ではなく、より広く市民の方と一体となって活動することを充実させていくがために設けたという理解か。

《事務局》

その通りである。もう一つ、基本コンセプトの中にマイフィールドミュージアムとあり、まちの中にある文化財全体が博物館であるということも掲げている。そこに暮らす市民の方々に身近に文化財があることを知ってもらい、市民の方から様々な文化財があることをまちに来られた人や子どもたちに伝えていくことも含めて考えている。そのような事業も協働交流に含まれている。

《委員》

協働交流事業は、第2章にある市民パートナーと呼ばれる方々の活躍ということであろうが、従来博物館が中心となるボランティアの活動からさらに踏み出した観点である。そうすると、自主的な観点と博物館側のコントロールという問題があり、主体性の問題をどう捉えていくかという問題に直面する。今後、コントロールの仕方や難しさを想定したうえで進める必要がある。

《事務局》

ご指摘を参考に検討していく。

《委員》

第5章施設計画で、収蔵庫と特別収蔵庫に2つに分けられているが、資料の材質ごとに分類したうえで収蔵しなければいけない。複数の収蔵庫を設ける中で特別収蔵庫の機能・役割をどう考えているのか。

《事務局》

施設計画について、収蔵庫については大きく2つに分けており、基本的に埋蔵文化財である土器や民具などが入るのが一般的な収蔵庫であり、特別収蔵庫は恒温恒湿が求められるものを収蔵する。材質により収蔵庫をいくつ設ける必要があるかということについては課題として認識している。

新博物館は公開承認施設をめざそうと考えているので、収蔵庫も展示室も文化庁の指導を受けながら整備することを考えている。

《委員》

公開承認施設をめざしていくことになる、文化庁の方針に従うこともあるが、文化庁の指導だけで進めていくと難しい局面がある。主体的に一步先まで考えながら進めないといけないこともある。特別収蔵庫の恒温恒湿問題、収蔵庫をいくつ設けるか、それに関わる学芸員の資質・技能向上なども合わせて考えていく必要がある。

展示を担う学芸員は全部で何人の想定で、その専門分野の内訳をどう考えているのか。

《事務局》

新博物館の学芸員のあり方について、今年3月の議会にて市長自ら「学芸部門は直営で行う」という結論を出し、責任をもって市が直営で行うということを明確にした。新博物館においては、民俗や文献は必須と思っている。少なくとも考古・民俗・文献の3分野、可能であれば美術工芸も対応できる体制が組めたらよいと考えている。

【指定文化財保存事業について】

《委員》

若江鏡神社本殿の事業内容について「本殿の屋根部分が劣化により雨漏りしているため、復元できるように既存の銅板を葺き替えて現場にて修復完了とした。また、修復

前に現状の小屋組みの記録調査を行った。」となっているが、「復元できるように」という文言はどこにかかっているのか。

《事務局》

現状を記録したうえで新しく銅板葺をするという意味である。

《会長》

補足する。雨漏りがあり、野地板が腐っているかもしれない。それが小屋組みまで入っている可能性があるため、事前に確認し修復を実施しなさいということ。実際には確認に行った際には修理が完了していたため、今後はきちんとしてほしい。

《委員》

復元できるように事前に調査をしておくということで理解した。

《会長》

事前の調査について、業者が自ら実施するものとそうでないものの区別があまりついていない。業者は写真をすべて撮影し、提出はしているのか。

《事務局》

提出している。

《会長》

向井家の文書は現在どのようなになっているか。市史編纂の際に調査はしているのか。

《事務局》

向井家の文書は、市史では調査をしていない。

《会長》

現状どうなっているのか調査をし、文書担当の委員に相談するべき。

《事務局》

文書の管理のこともあるので、一度確認をする。

【鴻池新田会所整備事業について】

《会長》

弁天池のクラウドファンディングの合計寄付額は74万7千円とあるが、目標額はいくらか。

《事務局》

目標額は100万円である。不足分については本市の財源から充当するため、予定通り事業は行う。

【古文書調査整理事業について】

《会長》

甲南大学に委託している文書の調査について、委託料はどれぐらい支払っているのか。指定文化財の案件となる可能性があり、成果データやリストは古文書担当の委員に

報告をするべきである。

《事務局》

委託料は160万円ほど。ご指摘のとおり、甲南大学に委託している分と本市の調査員が調査している分の成果は、きちんと共有を行うようにする。

《会長》

他にないか無いようでしたら、令和6年度文化財課事業報告の審議を終了します。

《令和7年度文化財課事業計画》

指定及び登録文化財、指定文化財保存事業、埋蔵文化財発掘調査事業、整備事業、文化財啓発事業、文化財ボランティア事業、指定管理関係、古文書調査整理事業の主な事業を説明・報告する。質疑応答。

【指定文化財について】

《委員》

善根寺春日神社について、2棟並んでいるが、若宮社のみの指定で本殿を指定しないのは何故か。質的に同時に指定ができないのか。

《事務局》

1982年の調査で若宮社は元禄頃のもの、本殿は江戸時代の後期のものとされている。元禄のものまでを指定するという従来の方針から、まだ指定できていなかったものをすくいあげてを主眼と認識している。

《会長》

今の判断では、江戸の後期のものであっても2棟あれば両方指定する。予算的なことがあるので従来の考え方ですることも仕方がないが、本来は建築では面的に保存していくということが言われている。

《事務局》

2棟一括が望ましいのであれば、必要だということを予算要求で訴えていきたい。

《会長》

元禄以降の調査がなされていない中で、位置づける必要がある。面的に1つが文化財に指定されているならその文化財が優先されていくだろう。

【新博物館整備事業について】

《委員》

新博物館の委託料について、導入可能性調査およびアドバイザー業務について詳しく説明して欲しい。業務内容についても説明して欲しい。

《事務局》

東大阪市では公共施設については10億を超える施設を建設する場合に、市の建設担当で設計を行い、その図面をもとに発注して施工業者を決める従来方式を最初からとるのではなく、PFIなど民間資金によって設計・建設・運営を一体的に行う手法を検討することになっている。新博物館の場合は27億という試算がでており、民間による設計・建設・運営が可能かどうかを民間のゼネコンや展示業者、運営のノウハウのある業者にヒアリングを行い、PFI等が可能か調査するのが導入可能性調査である。導入可能性調査の結果、民間の資金を入れて整備が可能と判断されたなら、図面による発注ではなく仕様発注する際に要求水準書という仕様書を作成する業務がアドバイザリー業務である。このように民間活力の導入を視野に入れて新博物館整備事業を進めており、事務局としては、博物館の建設、公共施設の建設、資金調達のノウハウを持ち合わせた事業者を選定していく。

《委員》

民間活力を導入するのはいいが、博物館は特殊な建物である。博物館をつくる時に一定の実績のある業者がプロポーザルで決まっていくことはよくあるが、実際に博物館の機能を分かったうえで設計しているのか疑問なことが多い。つくった後に使いにくいということをよく聞く。本来は展示空間、収蔵、動線、モノとの関係、人の動きなど総合的に使いやすい博物館をつくらなければならない。そういう観点に立つと、博物館での経験・実績のある人が設計などの段階で入って協議をし、具体的にいいものをつくっていく形にしないと業者任せになってしまい、その点を危惧する。現場の使いやすさ、来館者の使いやすさを前提とした設計が可能になる様に話し合いをして欲しい。

《事務局》

他市の博物館で視察に行き話をしていく中で、民間活力を導入した場合はご指摘の通りの話が出てくる。他市の場合は、博物館が休館中も学芸員が中心となって議論をしていくが、本市では旧博物館をリセットしたとはいえ、事業者任せにならないように外部の有識者や博物館経験者の意見を聞きたい。委員の先生にも多くの助言をいただきたい。

《委員》

博物館での現場を知る立場として、難しいのは業者との調整もそうだが、そもそも博物館をどうつくるのか、どう運営していくのか、根本的なところを庁内、市全体で共有することがうまくできていないと混乱の中で業者と折衝しなければいけないということになりかねない。新しい博物館をつくることは夢のある仕事で今後の子どもたちへの教育や地域社会にとって大変重要な施設になるので、いい博物館をつくっていくうえで命令系統や横の連携をしっかりとったうえで業者と話すようにしていくべき。

《事務局》

委員ご指摘の通りですので、ぜひ協力とご助言をお願いしたい。

《会長》

博物館に美術工芸専門の学芸員がいないのは考えにくい。新規の学芸員を募集する際には、現役の先生方が適切だと思う方に受験して欲しい。博物館は建物も重要だが人が大切。有能な方をどれだけ集めるかで決まる。募集している専門分野がなぜ美術工芸でないかは疑問が残る。

【文化財ボランティア事業について】

《委員》

文化財ボランティアは具体的にどういうことをしているのか

《事務局》

埋蔵文化財センターでの活動を前提に、古墳の清掃、遺物の洗浄、体験イベントの補助などを行っている。文化財課のお願いする仕事をしていただくということで継続しているが、今後、博物館パートナーとして検討していく中で文化財ボランティアをどのように位置づけていくかが課題となる。

《委員》

埋蔵文化財に限定したボランティアということでもいいか。

《事務局》

そういうことになる。令和7年度は埋蔵文化財センターが解体されるが、俊徳道倉庫に作業場を設けて継続する。

【指定管理関係について】

《委員》

指定管理に関して、事業者の事業内容についてどのような基準や方法で評価・検証をしているのか。

《事務局》

民間への指定管理は質が担保できているかが課題となる。本市ではモニタリング制度により、施設の設置目的が達成できているか、管理運営が適切か、住民や来場者の満足のいくサービスが提供されているかなど様々な観点で評価・検証をしている。数値目標は来館者数や満足度など一般的なものだが、苦情や課題などについてはコミュニケーションをとりながら運営を進めている。現状、旧河澄家の指定管理については概ね問題が無いと判断しているが、学芸部門については民間では専門性を担保することが難しいので、市の専門職が入りながらテコ入れをしていく必要がある。

《委員》

指定管理に手をあげる業者が少ないからといって任せきりにならないよう、きっちりとした指導や学芸的な正確な知識やサービスの提供が必要となるので、業者となあなあにならない形で進めるように。

＜各委員より＞

・多くの古文書があると思うが、全体像の中で優先順位をつけて着実に整理を継続していくように。《有坂委員》

・多岐にわたる分野で職員は大変だと思うが、なるべく継続して仕事に従事し、様々なことを経験して欲しい。《藤澤委員》

・民俗分野も含めて人員を増やして充実させていくべき。《伊達副会長》

《会長》

他になにか無いようでしたら、令和７年度文化財課事業計画の審議を終了します。

《事務局》

それでは令和７年度東大阪市文化財保護審議会を終了したいと思います。

本日は貴重なご助言をいただきまして、ありがとうございました。今後、文化財行政にしっかり反映させてまいりたいと思います。本日は、ありがとうございました。